

## 高校生の著作権

ルールとしての著作権  
都立豊田川高校

## 人のものを盗んではいけない

- ・なぜ人のものを盗んではいけないのか？
  - 財産権を侵してはならない
- ・ものでなければ盗んでもよいのか？
  - おいアイデアや優れた技術などは盗んではいけない
- ・人の作ったものを勝手に複製して使ってもよいか？
  - 複製の程度を等らねばならない(著作権の必要)
- ・基本は「人の儲がることをしない!」にある
  - 社会が豊かになることにもつながり利益関係が図られるようになってきた

## 著作権とは？

- ・ 著作権者の権利を保護する法律
- ・ ものを創り出す意欲を損なわないようにしよう
- ・ 新しい文化を生み出す基盤を維持する
- ・ 【著作権法(第一章)】  
この法律は、著作物並びに演説、レコード、放送及び有線放送に関し著作権者の権利及びこれに關連する権利を定め、これらの文化的財産の公正な利用に資しつつ、著作権者の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

## 著作物とは？

- ・ 思想又は感情を創作的に表現したもの
  - 単なるデータは除かれる
  - アイデア等は除かれる
  - 他人の作品の単なる模倣は除かれる(オリジナル)
- ・ 文芸・学術・美術又は音楽の範囲に属するもの
  - 工業製品等は除かれる
- ・ 代表的な著作物
  - 小説、音楽、美術、映画、コンピュータプログラム等
  - 新聞、雑誌、百科事典等
    - ・ 複製物で権利の範囲又は範囲外によって著作権を有するものは複製権等を除いて保護される。

## 著作者とは？

- ・ 著作物を創作した人のこと
  - 小規模や国家や作曲家などプロに限らない
  - 小説を書いたり絵を描いたりすればみな著作者
    - ・ 別冊関係であっても紙を分けばその紙の著作者
    - ・ 複製品でも本文を写せばその本文の著作者
- ・ 著作物を創作した瞬間に著作者になる
  - 特許や意匠などのような届け出は不要
    - ・ 日本では原則より「無方式主義」をとっている
    - ・ 世界的には「無方式主義」の国が多い

## 人格権と財産権を区別する

- ・ 著作人人格権
  - 著作者の人格を保護する
  - 他人に譲渡できない
  - 公表権、氏名表示権、同一性保持権、...
- ・ 著作財産権(狭義の「著作権」)
  - 著作物の財産的利用を排他的に行使する権利
  - 財産的権利なので他人に譲渡可能
  - 複製権、公衆送信権、上演権、口述権、展覧権、貸与権、二次的著作物の創出、...

### 著作権を侵しやすい場面ベスト5

- ・ インターネット上にある文章の「カッペ」
  - デジタルデータは自由にカット＆ペースト可能
- ・ 曲のダビングと配布
  - 自分で聴いた分には許される
- ・ キャラクターの無断使用
  - 黙って自分のWebページに載せてはダメ
- ・ ゲームソフトなどのコピー
  - 契約の範囲内でのバックアップコピーは可
- ・ 画像の無断使用
  - 無断でメール配布するのは違反

### 著作権は怖くない！

- ・ 著作物を無断で使わないという点が大罪
  - さちんと許諾をとれば正々堂々と使える
- ・ 著作者の立場に立って考えてみよう
  - 人格や財産を守るというキーワードで解読しよう
- ・ 法律家である必要はない
  - 難しい事例は司法の判断を仰ぐしかない
- ・ 著作権表示に注意しよう
  - 遵守すべきことは表示されていることが多い

### なぜ、いま著作権が クローズアップされるのか？

- ・ 目に見えにくい知識にも価値を与えるように
  - 黄色ダイオード特許訴訟(中判第二回)
  - 二方向の特許異議から二言特許の請求へ
- ・ 情報のデジタル化による容易なコピー
  - データンベルグの盗版印刷以上の変化
  - 名作のない複製が簡単に大量に生産できる時代
- ・ 最終的には自分たちの立場を守ることになる
  - 情報化の達人が世界に生きるための賢業
  - 著作権が変革に貢献できる社会で生き抜くために

### ちょっと考えてみよう

- ・ 個人使用を目的として書店に陳列してある雑誌の写真を撮ることは著作権侵害にあたる  
正しいか正しくないか？
  - 答えは「正しくない」
  - 日本の法律で「デジタルライオン」は著作権侵害とはみなされない
  - 法律で罰せられないから許されるのか？
  - 書店の利益を考えれば「モラル」という観点で許されるべき行動だろう。

### 学生に学割があるように・・・

- ・ 教育の現場では著作権が制限される
  - 著作権が侵害付かで緩和される
    - ・ 一定の「限定的場合」に著作権を制限して、著作権者に利益を得ることなく利用できるように規定する(第20条～第47条の2)。
  - 例: 第35条の場合
    - ・ 複製を認めることは、複製の過程で必要するために著作権を制限することができる。ただし、ドレム、ワープロソフトの複製や、授業の資料や教材の複製などのライブラリー化など、著作権者に経済的不利益を与える恐れがある場合には許諾が必要となる。複製が認められる範囲であれば、複製、貸出、配布、販売もできる。

### 著作権クイズを作ってみよう！

- ・ 各自一問ずつ著作権クイズを作成する
- ・ 回答者宛に電子メールで送る
  - 印刷と印刷に代えて複製も付与すること
- ・ 各自がすべてのクイズを解答する
- ・ 自分の解答の正誤を各自採点で採計する
  - 1問につき5点の配点
  - 20問で100点満点
- ・ 正解に賞状のある者はその場で発表する
  - 賞状が誰か回答者の名前はの点
  - 賞状は20の4人を発表する
- ・ 最後の合計点で個人成績を採める